【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月27日
【発行者名】	Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【電話番号】	03-3434-6630
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア・ダブルプレミア・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アジア・ダブルプレミア・ファンド
ただし、愛称として「龍虎」という名称を用いることがあります。
（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(１１)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示されます。）。
基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）ないしは下記にお問い合わせください。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
インターネットホームページ　http://www.tdasset.co.jp/

（５）【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成24年7月28日から平成25年7月30日まで
なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

当ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、申込代金（発行価格に申込口数を乗じて得た金額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。）をお申込いただきます販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述の「（４）発行（売出）価格」の照会先をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①日本以外の地域における発行はありません。

②振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(１１)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(１１)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

その他資産(投資信託証券（株式））
目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回
目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア／エマージング
目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアのエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド
目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし
目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

中華圏株式マザーファンドおよびASEAN地域株式マザーファンド（以下、総称してあるいは個別に「マザーファンド」ということがあります。）を通じて、「中華圏」および「ASEAN地域」の株式に投資します。

※NVDR（無議決権預託証券）に投資することがあります。

- 世界中の注目を集めるアジアの中でも特に高い成長を誇る「中華圏」を中心に、同地域との経済の結びつきを強める「ASEAN地域」へも投資を行います。
- 消費関連、インフラ整備など、今後高い成長が期待できるセクターに焦点を当てて投資します。
- 原則として為替ヘッジは行いません。

※国旗の背景を色付けした各国は、当資料作成時点での投資対象予定国（当該国・地域にて事業を行う企業を含む）

マザーファンドの基本構成比

■ マザーファンドの基本構成比
① 中華圏：65%（約2/3）程度
組入銘柄数20～40銘柄程度
② ASEAN地域：35%（約1/3）程度
組入銘柄数30～50銘柄程度
■ マザーファンドの基本構成比は原則1年ごとに見直しを行います。
■ マザーファンドの基本構成比からの乖離が一定水準を超えた場合、随時リバランスを行います。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

マザーファンドの運用は、下記に委託します。

●国泰君安資産管理（亞州）有限公司（所在地：香港、「国泰君安アセット（アジア）」ということがあります。）
委託する範囲：中華圏株式マザーファンドにおける中華圏株式等の運用

●日興アセットマネジメント アジア リミテッド（所在地：シンガポール、「日興アセット（アジア）」ということがあります。）
委託する範囲：ASEAN地域株式マザーファンドにおけるASEAN地域株式等の運用

※運用委託先は変更される場合があります。

④信託金の限度額は5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成19年4月27日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①ファンド運営の仕組み図

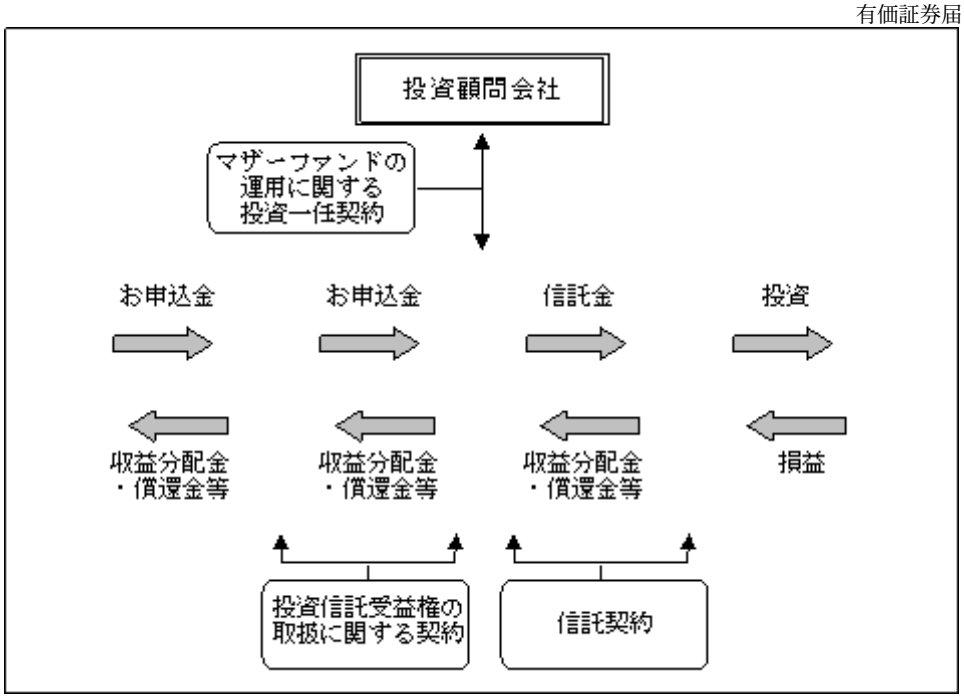

②ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

また、当ファンド以外のファンドが、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合もあります。

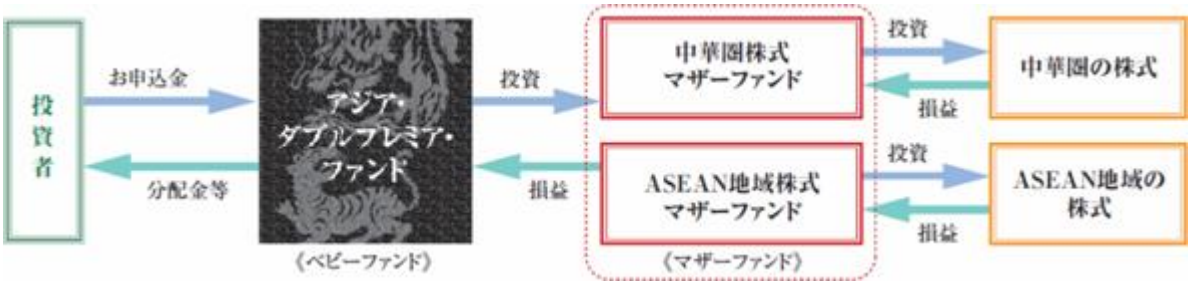

③委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

ａ．委託会社

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1) 信託約款の届出
(2) 信託財産の運用指図
(3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
(4) 目論見書および運用報告書の作成等

ｂ．受託会社

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

(1) 信託財産の保管・管理・計算
(2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

ｃ．販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

(1) 受益権の募集・販売の取扱い

(2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
(3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
(4) 目論見書、運用報告書の交付等

ｄ．投資顧問会社

国泰君安資産管理(亞州)有限公司
（所在地：香港、「国泰君安アセット（アジア）」ということがあります。）
・国泰君安アセット（アジア）は、委託会社との間に締結した投資一任契約に基づき、中華圏株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主として香港、上海、深センおよび台湾の金融商品取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。

日興アセットマネジメント アジア リミテッド
（所在地：シンガポール、「日興アセット（アジア）」ということがあります。）
・日興アセット（アジア）は、委託会社との間に締結した投資一任契約に基づき、ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受け、主としてＡＳＥＡＮ地域の金融商品取引所の上場銘柄等に関する運用の指図を行います。

※投資顧問会社（運用委託先）は変更される場合があります。

④委託会社の概況

ａ．資本金

平成24年5月末日現在　　11億円

ｂ．会社の沿革

昭和55年12月19日　　第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
平成9年12月1日　　社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年2月25日　　大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年4月1日　　社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年1月24日　　投資顧問業者の登録
平成14年6月11日　　投資一任契約に係る業務の認可
平成14年7月1日　　ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年8月28日　　社名をＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社に変更
平成19年3月30日　　株式会社Ｔ＆Ｄホールディングスの直接子会社となる
平成19年9月30日　　金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

ｃ．大株主の状況

平成24年5月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

①中華圏株式マザーファンドを通じて、香港、上海、深センおよび台湾の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動が中華圏（中国・香港・台湾・マカオ）を中心に行われている企業の発行する株式で、他の株式市場の上場銘柄を実質的な投資対象とします。

②ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドを通じて、ＡＳＥＡＮ地域の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動がＡＳＥＡＮ地域を中心に行われている企業の発行する株式で、他の株式市場の上場銘柄を実質的な投資対象とします。

③各マザーファンドの組入比率は、概ね以下の比率を基本とします。
・中華圏株式マザーファンド　　65%程度

・ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド　　35%程度

なお、資産配分は原則1年ごとに見直しを行います。また、基本組入比率からの乖離が一定水準を超えた場合、随時リバランスを行います。

④銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。

⑤株式の実質組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。

⑥実質外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

⑦資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

①中華圏株式マザーファンドおよびＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドを主要投資対象とします。

②この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ａ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

(1)有価証券

(2)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限ります。）

(3)金銭債権

(4)約束手形

ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産

(1)為替手形

③委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．株券

ｂ．国債証券

ｃ．地方債証券

ｄ．特別の法律により法人の発行する債券

ｅ．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

ｆ．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ｇ．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ｈ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

ｉ．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

ｊ．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ｋ．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

ｌ．コマーシャル・ペーパー

ｍ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

ｎ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ｏ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

ｐ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ｑ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ｒ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

ｓ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

ｔ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

ｕ．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

ｖ．外国の者に対する権利でｕの有価証券の性質を有するもの

なお、ａの証券およびｎならびにｓの証券または証書のうちａの証券の性質を有するものを以下「株式」とい

い、ｂからｇまでの証券およびｎならびにｓの証券または証書のうちｂからｇまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｏおよびｐの証券を以下「投資信託証券」といいます。

④委託会社は、信託金を③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金
ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
ｃ．コール・ローン
ｄ．手形割引市場において売買される手形
ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

投資顧問会社の運用体制は以下の通りです。

国泰君安アセット（アジア）

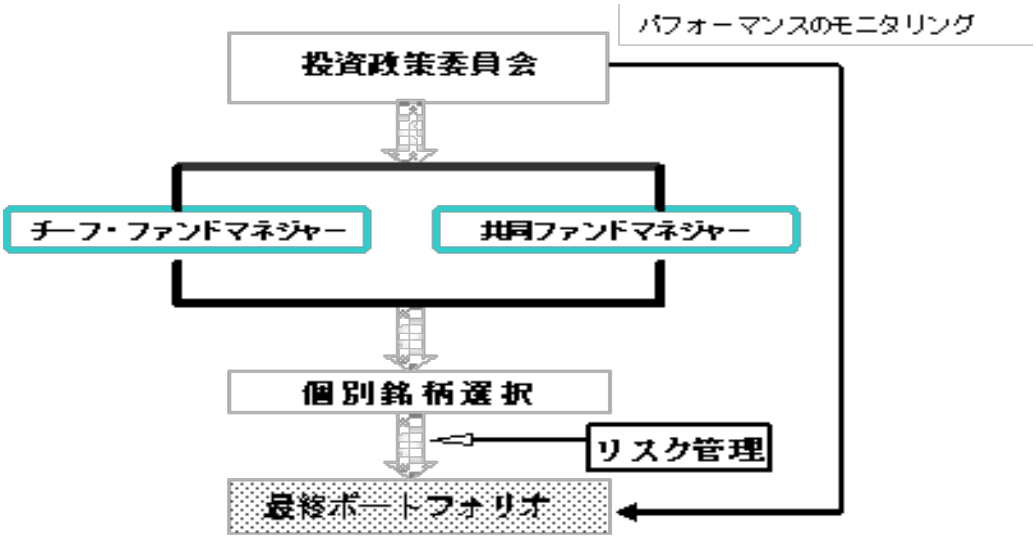

日興アセット（アジア）

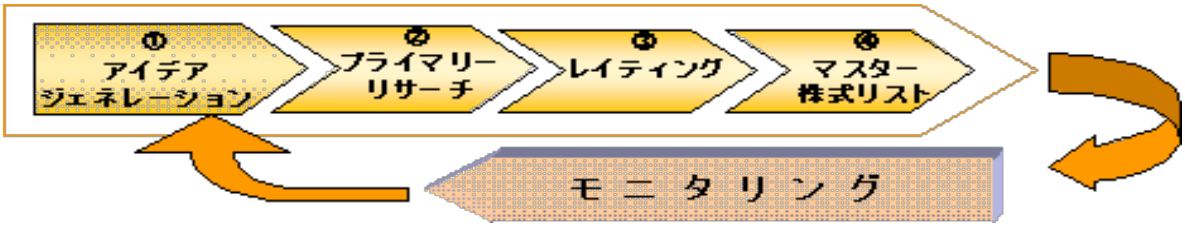

①アイデアジェネレーション
収集したデータ、財務データ等によるスクリーニングから、有望な企業をピックアップ。
②プライマリーリサーチ
①で選ばれた企業に対して独自の調査を実施し、収益モデルを作成する。
③レイティング
②の調査企業について、ビジネスモデルが成長性・安定性維持出来るかの吟味、ROE、成長性、利益率、バリュエーション相対評価および絶対評価によるレイティングを付与。
④マスター株式リスト
レイティングが付与された銘柄中心にポートフォリオマネージャーが投資可能なマスター株式リストを作成。

ポートフォリオはマスター株式リストの中からレイティングが高い銘柄中心に構築される。

委託会社の運用体制は以下の通りです。

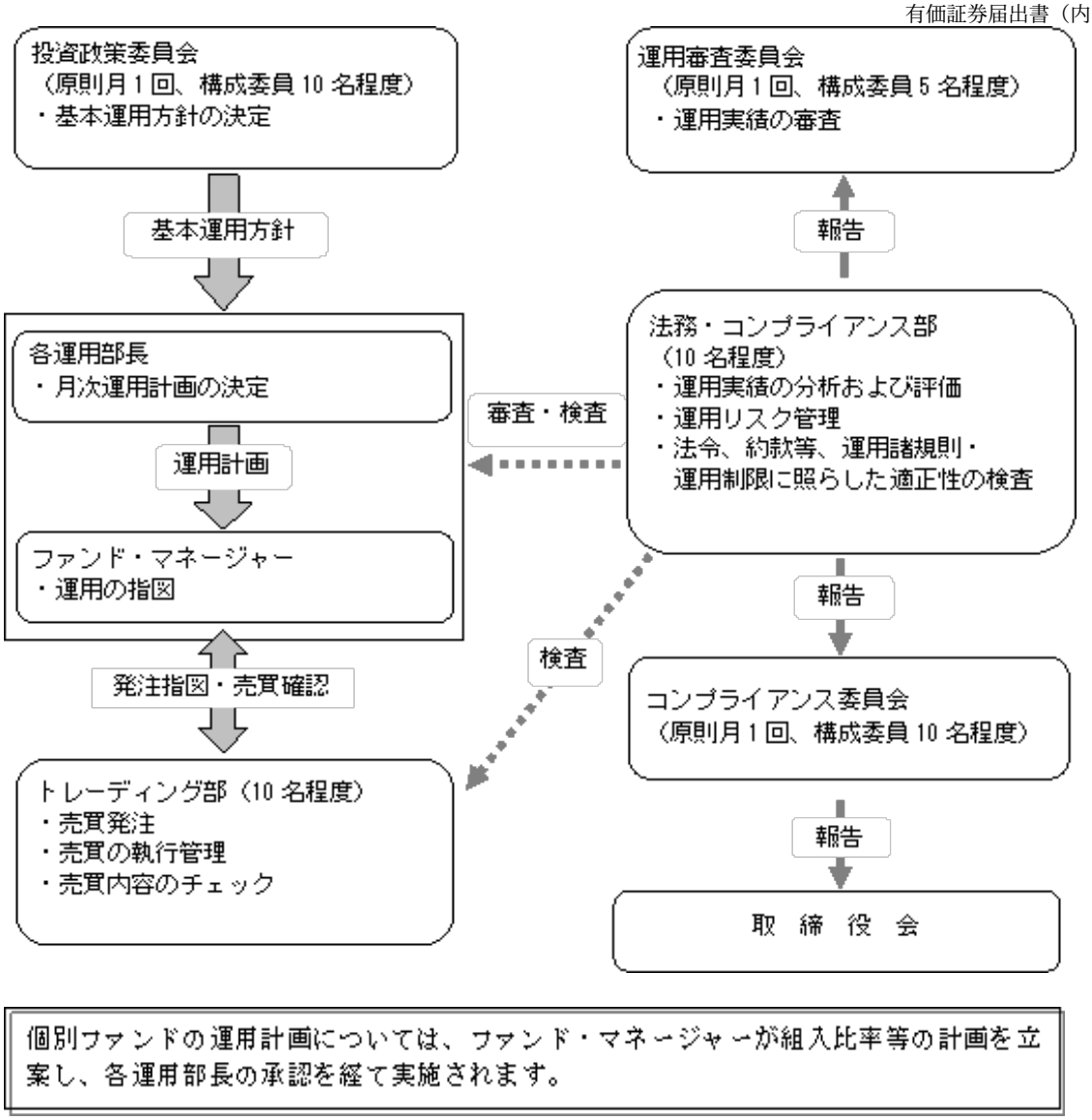

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。
委託会社の運用体制等は平成24年6月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。
①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。
②分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
③収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から、諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
※みなし配当等収益とは、各マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する各マザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

①当ファンドの信託約款に基づく投資制限

ａ．株式への実質投資割合には制限を設けません。

ｂ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｃ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ｅ．外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ｆ．(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(2)前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1.信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券

2.株式分割により取得する株券

3.有償増資により取得する株券

4.売り出しにより取得する株券

5.信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ｇ．(1)委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

(2)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(3)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｈ．(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

1.株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2.公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ｉ．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのた

め、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｊ．(1)委託会社は信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て（換金申込に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(2)換金申込に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記のａおよびｅにおける「実質投資割合」とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する各資産の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。

※上記のｂからｄおよびｉにおける信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に、各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

ａ．委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ｂ．委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

（１）投資方針

中華圏株式マザーファンド

①香港、上海、深センおよび台湾の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動が中華圏を中心に行われている企業の発行する株式で他の株式市場の上場銘柄を投資対象とすることにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に割安な株式に投資します。

③株式の組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。

④価格変動リスクを低減するため、香港株式市場に上場されている株価指数先物取引等に投資する場合があります。

⑤外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。

⑥運用にあたっては、国泰君安アセット（アジア）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

⑦資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド

①ＡＳＥＡＮ地域の金融商品取引所の上場銘柄ならびに事業展開や投資活動がＡＳＥＡＮ地域を中心に行われている企業の発行する株式で他の株式市場の上場銘柄を投資対象とすることにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②銘柄選択に当たっては、中長期的な観点から今後高い成長が期待できる企業の発行する株式および相対的に

割安な株式に投資します。
③株式の組入比率は、市況環境、資金動向等に応じて弾力的に変更します。
④外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。
⑤運用にあたっては日興アセット（アジア）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。
⑥資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

各マザーファンド共通です。
①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
ａ．次に掲げる特定資産
(1)有価証券
(2)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条に定めるものに限ります。）
(3)金銭債権
(4)約束手形
ｂ．次に掲げる特定資産以外の資産
(1)為替手形
②委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
ａ．株券
ｂ．国債証券
ｃ．地方債証券
ｄ．特別の法律により法人の発行する債券
ｅ．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
ｆ．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
ｇ．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
ｈ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
ｉ．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
ｊ．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
ｋ．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
ｌ．コマーシャル・ペーパー
ｍ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
ｎ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
ｏ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
ｐ．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
ｑ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
ｒ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
ｓ．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
ｔ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ｕ．貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ｖ．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、ａの証券およびｎならびにｓの証券または証書のうちａの証券の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂからｇまでの証券およびｎならびにｓの証券または証書のうちｂからｇまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ｏおよびｐの証券を以下「投資信託証券」といいます。
③委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定に

より有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限（各マザーファンド共通）

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

⑤委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．ａの信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(1)投資信託財産に属する株券の権利行使により取得する株券

(2)株式分割により取得する株券

(3)有償増資により取得する株券

(4)売り出しにより取得する株券

(5)信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

(6)信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（(5)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧ａ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

ｂ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｃ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

(1)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(2)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａに定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがいまして、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

③カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

④信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

⑤債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

⑥流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

（2）その他の留意点

①当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

④マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

投資顧問会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、運用委託先の運用体制や運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等の適切性についてモニタリングを行います。また、ファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

国泰君安アセット（アジア）

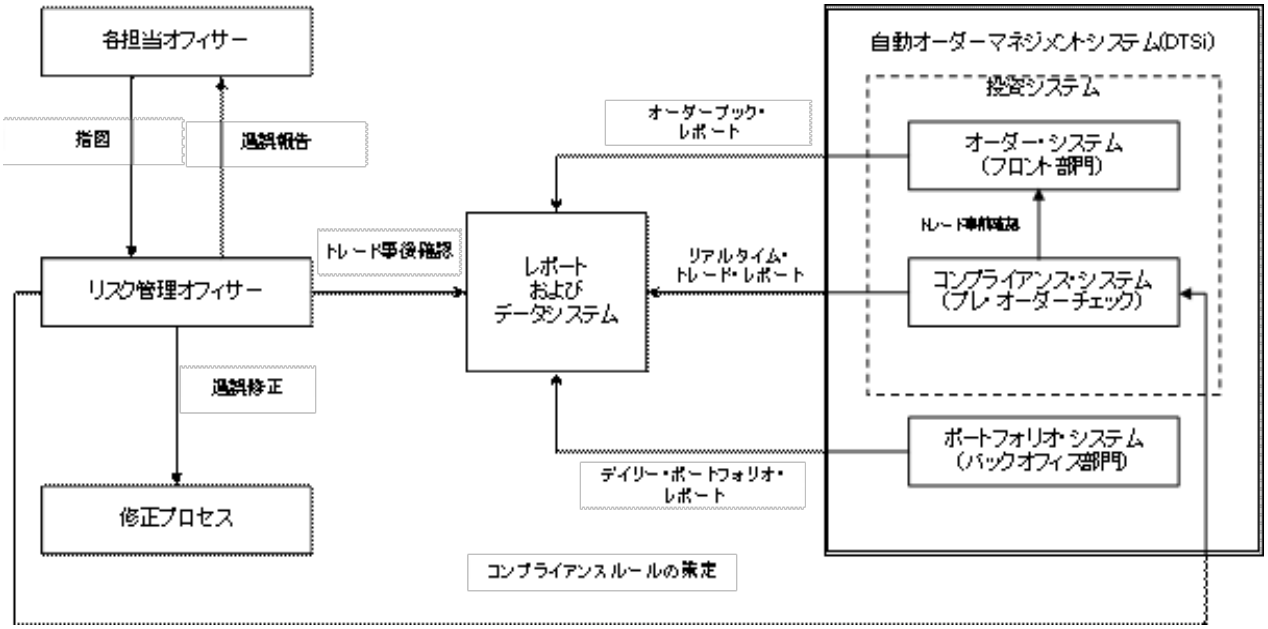

日興アセット（アジア）

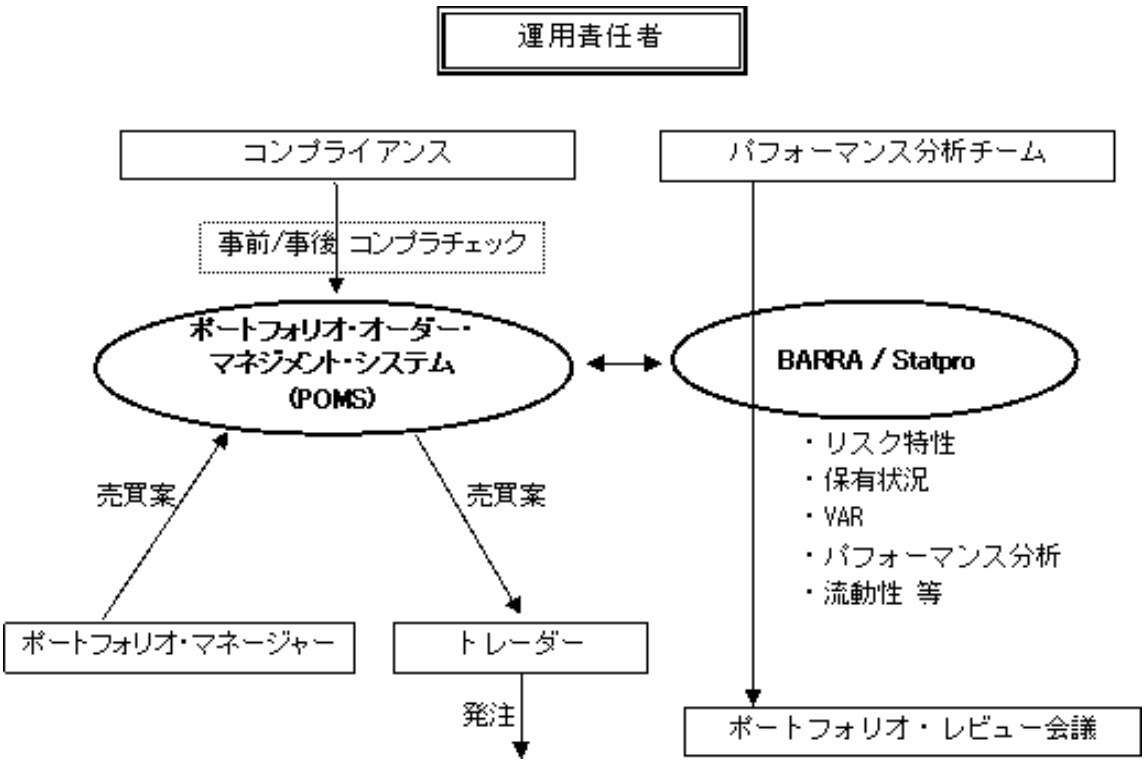

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。

・法務・コンプライアンス部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。また、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

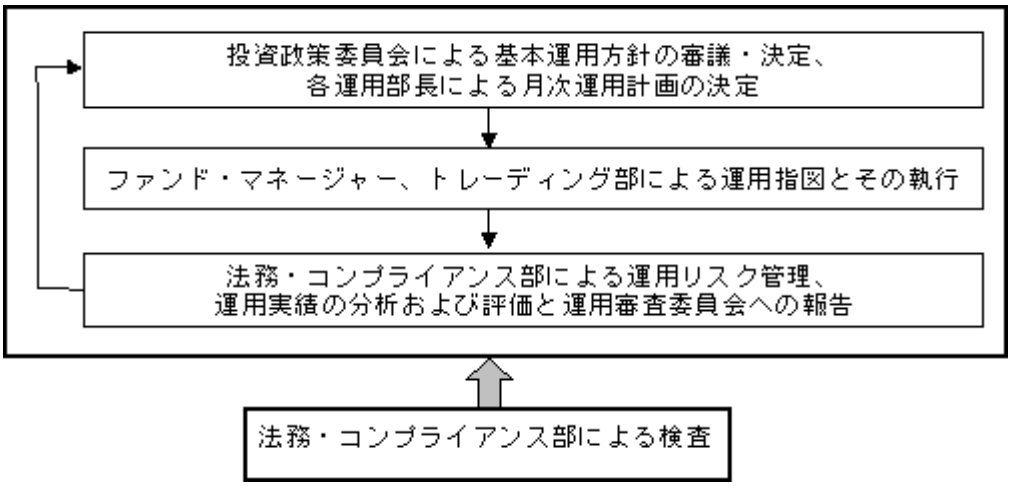

リスクの管理体制は平成24年6月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.9425%（税抜1.85%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

委託会社　年1.1865%（税抜1.13%）
販売会社　年0.6825%（税抜0.65%）
受託会社　年0.0735%（税抜0.07%）

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社への報酬（信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に対し、年0.65%）が含まれています。
上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00735%（税抜0.007%）を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

③組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

上記①、③のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※当該手数料等の合計額については、受益者が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

※上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

※上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

◆個別元本について

投資者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該投資者の個別元本にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平24年5月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	4,677	98.18
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	87	1.82
合計（純資産総額）	－	4,764	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年5月31日現在）

	国名	種　類	銘　柄　名	数　量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	中華圏株式マザーファンド	4,548,874,533	0.7362 3,348,881,432	0.6778 3,083,227,158	64.72
2	日本	親投資信託受益証券	ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド	1,961,862,088	0.9051 1,775,681,376	0.8123 1,593,620,574	33.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ｂ．投資有価証券の種類別比率

（平成24年5月31日現在）

種類	投 資 比 率（%）
親投資信託受益証券	98.18
合計	98.18

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年5月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（分配落）（単位:百万円）	純資産総額（分配付）（単位:百万円）	1口当たりの純資産額（分配落）（単位:円）	1口当たりの純資産額（分配付）（単位:円）
第1期 計算期間（平成20年4月28日現在）	14,181	14,181	0.9242	0.9242
第2期 計算期間（平成21年4月27日現在）	5,294	5,294	0.5363	0.5363

第3期 計算期間 （平成22年4月27日現在）	7,902	7,902	0.8441	0.8441
第4期 計算期間 （平成23年4月27日現在）	5,574	5,574	0.8713	0.8713
平成23年5月末日	5,247	－	0.8567	－
平成23年6月末日	4,781	－	0.8295	－
平成23年7月末日	4,590	－	0.8267	－
平成23年8月末日	3,881	－	0.7312	－
平成23年9月末日	3,255	－	0.6297	－
平成23年10月末日	3,551	－	0.7069	－
平成23年11月末日	3,249	－	0.6574	－
平成23年12月末日	3,166	－	0.6533	－
平成24年1月末日	3,217	－	0.6748	－
平成24年2月末日	4,420	－	0.7609	－
平成24年3月末日	5,325	－	0.7442	－
第5期 計算期間 （平成24年4月27日現在）	5,313	5,313	0.7371	0.7371
平成24年4月末日	5,313	－	0.7371	－
平成24年5月末日	4,764	－	0.6730	－

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成20年4月28日）	0.0000
第2期 計算期間（平成21年4月27日）	0.0000
第3期 計算期間（平成22年4月27日）	0.0000
第4期 計算期間（平成23年4月27日）	0.0000
第5期 計算期間（平成24年4月27日）	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1期 計算期間（平成19年4月27日 ～ 平成20年4月28日）	△7.58
第2期 計算期間（平成20年4月29日 ～ 平成21年4月27日）	△41.97
第3期 計算期間（平成21年4月28日 ～ 平成22年4月27日）	57.39
第4期 計算期間（平成22年4月28日 ～ 平成23年4月27日）	3.22
第5期 計算期間（平成23年4月28日 ～ 平成24年4月27日）	△15.40

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）中華圏株式マザーファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（%）
株式	ケイマン諸島	816	26.47
	中国	806	26.13

	台湾	495	16.05
	バミューダ諸島	305	9.91
	香港	300	9.74
	小計	2,722	88.29
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	361	11.71
合計（純資産総額）	―	3,083	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成24年5月31日現在）

	国／地域	種類	通　貨	業　種	銘　柄　名	数量（株）	簿価単価(現地通貨) 簿価金額(円)	時価単価(現地通貨) 時価金額(円)	投資比率（%）
1	バミューダ諸島	株式	ホンコンドル	耐久消費財・アパレル	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	1,847,000	8.48 159,131,609	9.38 176,020,577	5.71
2	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	資本財	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	2,252,400	7.19 164,538,720	6.92 158,359,937	5.14
3	香港	株式	ホンコンドル	エネルギー	CNOOC LTD	923,000	16.30 152,856,184	14.20 133,163,056	4.32
4	中国	株式	ホンコンドル	保険	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	219,000	63.75 141,846,300	57.70 128,384,808	4.16
5	台湾	株式	タイワンドル	銀行	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	2,669,605	17.95 126,986,435	16.70 118,143,369	3.83
6	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	食品・飲料・タバコ	SHENGUAN HOLDINGS GROUP LTD	2,530,000	4.18 107,446,064	4.31 110,787,688	3.59
7	台湾	株式	タイワンドル	半導体・半導体製造装置	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	501,233	84.00 111,574,465	81.70 108,519,450	3.52
8	中国	株式	ホンコンドル	銀行	IND & COMM BK OF CHINA - H	2,290,000	5.15 119,821,960	4.65 108,188,760	3.51
9	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	資本財	CHINA LIANSU GROUP HOLDINGS	2,596,000	4.90 129,239,264	4.04 106,556,454	3.46
10	中国	株式	ホンコンドル	銀行	CHINA CITIC BANK - H	2,578,000	4.77 124,938,129	4.02 105,293,769	3.42
11	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	自動車・自動車部品	TIANNENG POWER INTL LTD	2,454,000	3.91 97,486,622	4.09 101,974,497	3.31
12	台湾	株式	タイワンドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	PEGATRON CORP	910,000	44.39 107,049,021	42.20 101,765,300	3.30
13	中国	株式	ホンコンドル	保険	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	503,000	20.80 106,297,984	18.26 93,317,364	3.03
14	中国	株式	ホンコンドル	素材	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	954,000	10.40 100,803,456	9.62 93,243,196	3.02
15	中国	株式	ホンコンドル	銀行	BANK OF CHINA LTD - H	2,754,000	3.24 90,657,273	2.94 82,263,081	2.67
16	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	素材	CHINA RESOURCES CEMENT	1,400,000	5.96 84,884,965	5.75 81,788,000	2.65
17	香港	株式	ホンコンドル	電気通信サービス	CHINA MOBILE LTD	100,000	84.65 86,004,400	79.15 80,416,400	2.61
18	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	家庭用品・パーソナル用品	VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	600,000	13.08 79,735,680	12.74 77,663,040	2.52
19	香港	株式	ホンコンドル	不動産	CHINA OVERSEAS GRAND OCEANS	700,000	9.89 70,337,680	10.10 71,831,200	2.33
20	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	家庭用品・パーソナル用品	HENGAN INTL GROUP CO LTD	95,000	82.05 79,194,660	74.40 71,810,880	2.33
21	中国	株式	ホンコンドル	保険	PICC PROPERTY & CASUALTY -H	825,000	9.63 80,718,660	8.54 71,582,280	2.32

22	台湾	株式	タイワンドル	不動産	HUNG POO REAL ESTATE DEVELOP	1,026,496	25.80 70,181,531	23.55 64,061,049	2.08
23	バミューダ諸島	株式	ホンコンドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	2,220,000	2.98 67,214,496	2.70 60,899,040	1.98
24	中国	株式	ホンコンドル	エネルギー	PETROCHINA CO LTD-H	586,000	11.30 67,277,488	9.88 58,823,148	1.91
25	台湾	株式	タイワンドル	保険	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	747,409	30.80 61,003,522	29.15 57,735,476	1.87
26	バミューダ諸島	株式	ホンコンドル	資本財	CHINA SINGYES SOLAR TECH	1,578,000	3.26 52,283,436	3.56 57,075,628	1.85
27	台湾	株式	タイワンドル	各種金融	CAPITAL SECURITIES CORP	1,758,206	10.40 48,456,157	9.55 44,495,798	1.44
28	中国	株式	ホンコンドル	資本財	ZOOMLION HEAVY INDUSTRY - H	320,000	10.40 33,842,067	11.50 37,388,800	1.21
29	ケイマン諸島	株式	ホンコンドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	COMBA TELECOM SYSTEMS HOLDIN	800,615	4.34 35,302,638	3.54 28,795,239	0.93
30	中国	株式	ホンコンドル	素材	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	284,000	11.06 31,912,966	9.37 27,036,572	0.88

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成24年5月31日現在）

種類	業　種	投 資 比 率（%）
株式	銀行	13.42
株式	資本財	12.03
株式	保険	11.87
株式	素材	7.20
株式	エネルギー	6.23
株式	耐久消費財・アパレル	5.71
株式	不動産	5.10
株式	家庭用品・パーソナル用品	4.85
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.36
株式	自動車・自動車部品	3.63
株式	食品・飲料・タバコ	3.59
株式	半導体・半導体製造装置	3.52
株式	電気通信サービス	2.61
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.48
株式	各種金融	1.44
株式	ソフトウェア・サービス	0.26
合計		88.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（%）

株式	シンガポール	456	28.64
	インドネシア	297	18.65
	マレーシア	237	14.90
	タイ	203	12.73
	フィリピン	100	6.29
	マン島	21	1.35
	モーリシャス	18	1.14
	バミューダ諸島	12	0.74
	小計	1,345	84.42
投資証券	シンガポール	74	4.67
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	175	10.91
合計（純資産総額）	－	1,594	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成24年5月31日現在）

	国／地域	種類	通　貨	業　種	銘　柄　名	数量（株）	簿価単価（現地通貨） 簿価金額（円）	時価単価（現地通貨） 時価金額（円）	投資比率（%）
1	シンガポール	株式	シンガポールドル	銀行	UNITED OVERSEAS BANK LTD	69,573	18.51 78,801,982	17.50 74,500,507	4.67
2	シンガポール	株式	シンガポールドル	銀行	DBS GROUP HOLDINGS LTD	88,719	13.72 74,481,978	13.26 71,984,768	4.52
3	マレーシア	株式	リンギット	銀行	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	317,700	7.42 58,438,309	7.49 58,989,614	3.70
4	シンガポール	株式	シンガポールドル	銀行	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	102,204	8.95 55,972,071	8.38 52,407,369	3.29
5	インドネシア	株式	ルピア	電気通信サービス	TELEKOMUNIKASI TBK PT	765,000	7,490.80 48,708,988	7,900.00 51,369,750	3.22
6	タイ	株式	バーツ	銀行	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	129,500	144.81 46,322,477	139.00 44,461,235	2.79
7	マレーシア	株式	リンギット	銀行	MALAYAN BANKING BHD	198,999	8.88 43,806,684	8.70 42,918,711	2.69
8	シンガポール	投資証券	シンガポールドル	不動産	CAPITAMALL TRUST	394,000	1.79 43,236,515	1.76 42,552,137	2.67
9	シンガポール	株式	シンガポールドル	資本財	KEPPEL CORP LTD	59,000	11.10 40,073,331	10.19 36,788,039	2.31
10	シンガポール	株式	シンガポールドル	資本財	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	110,000	4.94 33,312,714	4.87 32,779,483	2.06
11	タイ	株式	バーツ	銀行	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	87,000	155.50 33,415,395	151.50 32,555,835	2.04
12	シンガポール	投資証券	シンガポールドル	不動産	CAPITACOMMERCIAL TRUST	426,000	1.28 33,413,892	1.22 31,932,001	2.00
13	タイ	株式	バーツ	電気通信サービス	TOTAL ACCESS COMMUNICA-NVDR	158,000	79.25 30,928,105	77.00 30,050,020	1.89
14	インドネシア	株式	ルピア	素材	SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	314,000	12,350.00 32,962,150	11,200.00 29,892,800	1.88
15	インドネシア	株式	ルピア	自動車・自動車部品	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	53,000	70,750.00 31,872,875	66,000.00 29,733,000	1.87
16	シンガポール	株式	シンガポールドル	不動産	CAPITALAND LTD	193,000	2.84 33,571,064	2.50 29,524,175	1.85
17	インドネシア	株式	ルピア	資本財	UNITED TRACTORS TBK PT	146,000	26,321.13 32,664,529	23,700.00 29,411,700	1.85
18	インドネシア	株式	ルピア	素材	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	185,000	18,050.00 28,383,625	18,000.00 28,305,000	1.78

19	インドネシア	株式	ルピア	銀行	BANK RAKYAT INDONESIA	564,000	6,950.00 33,318,300	5,900.00 28,284,600	1.77
20	マレーシア	株式	リンギット	消費者サービス	GENTING BERHAD	111,900	10.36 28,738,650	9.99 27,712,269	1.74
21	マレーシア	株式	リンギット	資本財	SIME DARBY BERHAD	114,200	9.79 27,736,983	9.64 27,291,013	1.71
22	シンガポール	株式	シンガポールドル	食品・生活必需品小売り	OLAM INTERNATIONAL LTD	263,000	2.25 36,349,065	1.67 26,955,724	1.69
23	シンガポール	株式	シンガポールドル	電気通信サービス	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	144,000	3.14 27,667,670	3.05 26,874,648	1.69
24	フィリピン	株式	フィリピンペソ	公益事業	FIRST GEN CORPORATION	913,900	14.55 23,937,323	16.02 26,353,220	1.65
25	インドネシア	株式	ルピア	素材	TIMAH PERSERO TBK PT	2,052,500	1,810.00 31,577,712	1,440.00 25,122,600	1.58
26	シンガポール	株式	シンガポールドル	資本財	FRASER AND NEAVE LTD	62,000	6.94 26,336,142	6.59 25,001,010	1.57
27	マレーシア	株式	リンギット	電気通信サービス	AXIATA GROUP BERHAD	187,200	5.31 24,642,053	5.33 24,734,867	1.55
28	インドネシア	株式	ルピア	食品・飲料・タバコ	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	600,000	4,852.06 24,745,506	4,825.00 24,607,500	1.54
29	タイ	株式	バーツ	エネルギー	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	21,300	545.28 28,687,929	466.00 24,516,726	1.54
30	マレーシア	株式	リンギット	資本財	IJM CORP BHD	185,000	5.44 24,948,656	5.20 23,847,980	1.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成24年5月31日現在）

種類	業　種	投 資 比 率（%）
株式	銀行	30.06
株式	資本財	13.94
株式	電気通信サービス	9.30
株式	素材	5.99
株式	不動産	4.65
株式	消費者サービス	4.58
株式	食品・飲料・タバコ	3.83
株式	エネルギー	3.68
株式	各種金融	1.93
株式	自動車・自動車部品	1.87
株式	食品・生活必需品小売り	1.69
株式	公益事業	1.65
株式	小売	1.26
	小計	84.42
投資証券	不動産	4.67
合計		89.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数

第1期 計算期間（平成19年4月27日 ～ 平成20年4月28日）	20,677,799,388	5,334,741,824
第2期 計算期間（平成20年4月29日 ～ 平成21年4月27日）	693,265,904	6,165,533,721
第3期 計算期間（平成21年4月28日 ～ 平成22年4月27日）	11,229,845,473	11,739,620,356
第4期 計算期間（平成22年4月28日 ～ 平成23年4月27日）	1,118,406,004	4,081,718,892
第5期 計算期間（平成23年4月28日 ～ 平成24年4月27日）	2,782,595,145	1,972,719,420

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。
2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）運用実績

2012年5月31日現在

基準価額・純資産の推移

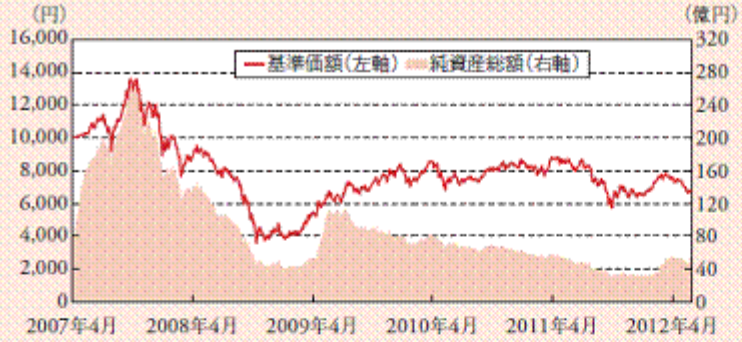

※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2012年4月	0円
2011年4月	0円
2010年4月	0円
2009年4月	0円
2008年4月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

	銘柄名（銘柄数 37）	業種	属性	比率
中華圏株式マザーファンド	ハイアル・エレクトロニクス	耐久消費財・アパレル	香港その他	3.7%
	チャイナ・ステイト・コンストラクション	資本財	レッドチップ	3.3%
	シノック	エネルギー	ハンセン	2.8%
	ピンアン・インシュランス	保険	ハンセン	2.7%
	チャイナトラスト・フィナンシャル・ホールディングス	銀行	台湾	2.5%
ASEAN地域株式マザーファンド	銘柄名（銘柄数 51）	業種	国・地域	比率
	ユナイテッド・オーバーシーズ・バンク	銀行	シンガポール	1.6%
	DBS グループ	銀行	シンガポール	1.5%
	CIMBグループ・ホールディングス	銀行	マレーシア	1.2%
	オーバーシーズ・チャイニーズ銀行	銀行	シンガポール	1.1%
	テレコムニカシ・インドネシア	電気通信サービス	インドネシア	1.1%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●投資比率

中華圏株式マザーファンド	64.7%
ASEAN地域株式マザーファンド	33.5%
コール・ローン、その他	1.8%
合　計	100.0%

年間収益率の推移（暦年ベース）

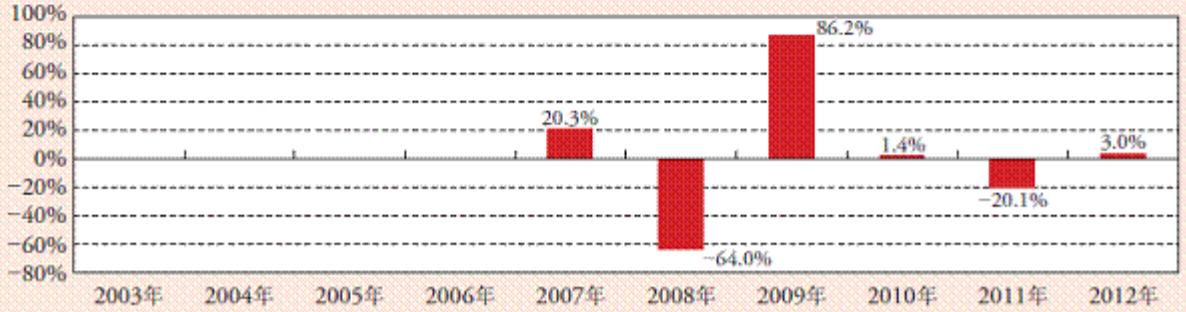

※当ファンドにはベンチマークはありません。
※2007年は設定日（4月27日）から年末まで、2012年は1月から5月末までの騰落率を表示。

◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①当ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、原則として毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

＜申込不可日＞

・香港、中国、台湾、シンガポールの各金融商品取引所の、いずれかの休業日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約※」を締結していただきます。

※これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

③受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

④当ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

⑤申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

⑥購入申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売会社にお問い合わせください。

⑦金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

①受益者は、販売会社が定める単位をもって、委託会社に換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述の「１　申込（販売）手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

③当ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

⑤換金申込をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申

込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。

⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。ただし、海外の休日、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、支払開始日が遅延する場合があります。

⑧換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

⑨販売会社により、買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①当ファンドの主な投資対象

・マザーファンド：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

・株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
インターネットホームページ　http://www.tdasset.co.jp/

（2）【保管】

ありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則無期限ですが、後述の「（５）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月28日から翌年4月27日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

①信託の終了

ａ．ファンドの繰上償還

(1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。

(6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。
ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

ｂ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

ｃ．委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託契約は、後述の「②信託約款の変更ｄ」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

ｄ．受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

ａ．委託会社は受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、ａの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ａの信託約款の変更をしません。

ｅ．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｆ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

③関係法人との契約の更改等に関する手続

ａ．委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

ｂ．委託会社が投資顧問会社と締結する「投資一任契約」の有効期間は、マザーファンドの信託終了日までですが、相手方に対する書面による通知により、契約を解除することができます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金申込が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金申込が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。権利行使の方法等については、前述の「２換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対者の買取請求権

前述の「３資産管理等の概要（５）その他 ①信託の終了 ａ.ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「３資産管理等の概要（５）その他 ②信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。

２．当ファンドは、第5期計算期間(平成23年4月28日から平成24年4月27日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 （平成23年4月27日現在）	第5期 （平成24年4月27日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	103,682	165,270
コール・ローン	172,347,616	170,614,282
親投資信託受益証券	5,474,588,634	5,194,882,019
未収利息	236	233
流動資産合計	5,647,040,168	5,365,661,804
資産合計	5,647,040,168	5,365,661,804
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,634,529	14,669,670
未払受託者報酬	2,195,930	1,432,003
未払委託者報酬	55,839,346	36,413,756
その他未払費用	219,539	143,141
流動負債合計	72,889,344	52,658,570
負債合計	72,889,344	52,658,570
純資産の部		
元本等		
元本	6,397,701,976	7,207,577,701
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△823,551,152	△1,894,574,467
（分配準備積立金）	415,720,979	294,522,394
元本等合計	5,574,150,824	5,313,003,234
純資産合計	5,574,150,824	5,313,003,234
負債純資産合計	5,647,040,168	5,365,661,804

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期 （自 平成22年4月28日 至 平成23年4月27日）	第5期 （自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）
営業収益		
受取利息	83,784	58,945
有価証券売買等損益	171,741,876	△785,906,615
営業収益合計	171,825,660	△785,847,670
営業費用		
受託者報酬	4,700,887	3,037,573
委託者報酬	119,536,886	77,240,959
その他費用	469,973	303,634
営業費用合計	124,707,746	80,582,166
営業利益	47,117,914	△866,429,836
経常利益	47,117,914	△866,429,836
当期純利益	47,117,914	△866,429,836
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△162,927,132	△196,400,569
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,459,101,712	△823,551,152
剰余金増加額又は欠損金減少額	663,524,693	263,364,928
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	663,524,693	263,364,928
剰余金減少額又は欠損金増加額	238,019,179	664,358,976
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	238,019,179	664,358,976
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△823,551,152	△1,894,574,467

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（追加情報）

第5期 （自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

第4期 （平成23年4月27日現在）	第5期 （平成24年4月27日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 6,397,701,976口	1 計算期間の末日における受益権の総数 7,207,577,701口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 823,551,152円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,894,574,467円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8713円 （1万口当たり純資産額 8,713円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7371円 （1万口当たり純資産額 7,371円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期別 項目	第4期 （自 平成22年4月28日 至 平成23年4月27日）	第5期 （自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益（59,760,949円）、費用控除後有価証券売買等損益（150,284,097円）、収益調整金（88,367,986円）、及び分配準備積立金（205,675,933円）より、分配対象収益は504,088,965円（1万口当たり787円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきました。	計算期間末における費用控除後配当等収益（0円）、費用控除後有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（279,228,642円）、及び分配準備積立金（294,522,394円）より、分配対象収益は573,751,036円（1万口当たり796円）となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきました。
2 運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象である中華圏株式マザーファンド及びＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額 26,147,644円 ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド 支払金額 14,861,948円	当ファンドの主要投資対象である中華圏株式マザーファンド及びＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 中華圏株式マザーファンド 支払金額 17,285,851円 ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド 支払金額 9,124,341円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第4期 （自 平成22年4月28日 至 平成23年4月27日）	第5期 （自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券及びコールローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 （平成23年4月27日現在）	第5期 （平成24年4月27日現在）

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 （自 平成22年4月28日 至 平成23年4月27日）	第5期 （自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第4期 （自 平成22年4月28日 至 平成23年4月27日）	第5期 （自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）
期首元本額	9,361,014,864 円	6,397,701,976 円
期中追加設定元本額	1,118,406,004 円	2,782,595,145 円
期中一部解約元本額	4,081,718,892 円	1,972,719,420 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第4期（自 平成22年4月28日 至 平成23年4月27日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	267,609,082 円
合計	267,609,082 円

第5期（自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△624,800,467 円
合計	△624,800,467 円

3 デリバティブ取引関係

第4期（自 平成22年4月28日 至 平成23年4月27日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

①有価証券明細表

ａ．株式

該当事項はありません。

ｂ．株式以外の有価証券

（平成24年4月27日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	中華圏株式マザーファンド	4,573,565,892	3,367,059,209	
	ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド	2,019,470,567	1,827,822,810	
合計		6,593,036,459	5,194,882,019	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。
当ファンドは中華圏株式マザーファンドおよびＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

中華圏株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位 ： 円）

対象年月日	（平成23年4月27日現在）	（平成24年4月27日現在）
科　目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	185,573,106	148,036,508
コール・ローン	87,928,713	184,789,184
株式	3,338,561,884	3,034,452,966
未収配当金	4,247,998	―
未収利息	120	253
流動資産合計	3,616,311,821	3,367,278,911
資産合計	3,616,311,821	3,367,278,911
負債の部		
負債合計	―	―
純資産の部		
元本等		
元本	3,980,825,529	4,573,565,892
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△364,513,708	△1,206,286,981
元本等合計	3,616,311,821	3,367,278,911
純資産合計	3,616,311,821	3,367,278,911
負債純資産合計	3,616,311,821	3,367,278,911

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

（追加情報）

対象期間 （自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）
対象期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成23年4月27日現在）	（平成24年4月27日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 3,980,825,529口	1 計算期間の末日における受益権の総数 4,573,565,892口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 364,513,708円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,206,286,981円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9084円 （1万口当たり純資産額 9,084円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7362円 （1万口当たり純資産額 7,362円）

（その他の注記）

1 元本の移動

対象年月日 項　目	（平成23年4月27日現在）	（平成24年4月27日現在）
期首元本額	5,588,451,961 円	3,980,825,529 円
期中追加設定元本額	187,515,841 円	1,607,332,043 円
期中一部解約元本額	1,795,142,273 円	1,014,591,680 円
期末元本額	3,980,825,529 円	4,573,565,892 円
元本の内訳＊		
アジア・ダブルプレミア・ファンド	3,980,825,529 円	4,573,565,892 円
合計	3,980,825,529 円	4,573,565,892 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成22年4月28日　至 平成23年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,338,561,884 円	636,760,325 円
合計	3,338,561,884 円	636,760,325 円

（自 平成23年4月28日　至 平成24年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,034,452,966 円	△306,189,249 円
合計	3,034,452,966 円	△306,189,249 円

3 デリバティブ取引関係
（自 平成22年4月28日　至 平成23年4月27日）
該当事項はありません。

（自 平成23年4月28日　至 平成24年4月27日）
該当事項はありません。

（３）附属明細表
①有価証券明細表
ａ．株式

（平成24年4月27日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ホンコンドル	CHINA MOBILE LTD	100,000	84.65	8,465,000.00	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	95,000	82.05	7,794,750.00	
	PETROCHINA CO LTD-H	586,000	11.30	6,621,800.00	
	CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	282,200	15.72	4,436,184.00	
	CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	400,000	2.15	860,000.00	
	COMBA TELECOM SYSTEMS HOLDIN	800,615	4.34	3,474,669.10	
	PICC PROPERTY & CASUALTY -H	825,000	9.63	7,944,750.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	503,000	20.80	10,462,400.00	
	CHINA OVERSEAS GRAND OCEANS	847,000	9.89	8,376,830.00	
	CNOOC LTD	923,000	16.30	15,044,900.00	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	652,000	2.11	1,375,720.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	219,000	63.75	13,961,250.00	
	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	2,252,400	7.19	16,194,756.00	
	CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	954,000	10.40	9,921,600.00	
	BANK OF CHINA LTD - H	2,754,000	3.24	8,922,960.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	2,660,000	5.15	13,699,000.00	
	ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	284,000	11.06	3,141,040.00	
	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	1,847,000	8.48	15,662,560.00	
	CHINA CITIC BANK - H	2,578,000	4.77	12,297,060.00	
	TIANNENG POWER INTL LTD	2,454,000	3.91	9,595,140.00	
	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	161,000	7.72	1,242,920.00	
	VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	600,000	13.08	7,848,000.00	
	TIANGONG INTL CO LTD	1,200,000	1.93	2,316,000.00	
	CHINA SINGYES SOLAR TECH	892,000	3.78	3,371,760.00	
	CHINA RESOURCES CEMENT	1,000,000	6.12	6,120,000.00	
	SHENGUAN HOLDINGS GROUP LTD	3,280,000	4.18	13,710,400.00	

	CHINA HIGH PRECISION AUTOMAT	370,000	1.00	370,000.00	
	SIHUAN PHARMACEUTICAL HLDGS	2,220,000	2.98	6,615,600.00	
	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	840,000	2.35	1,974,000.00	
	CHINA LUMENA NEW MATERIALS CORP	674,000	1.47	990,780.00	
	CHINA LIANSU GROUP HOLDINGS	2,596,000	4.90	12,720,400.00	
	小計 （邦貨換算）	35,849,215		235,532,229.10 (2,463,667,116)	
タイワンドル	CAPITAL SECURITIES CORP	2,558,206	10.40	26,605,342.40	
	FAR EASTERN DEPARTMENT STORE	151,547	31.90	4,834,349.30	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	747,409	30.80	23,020,197.20	
	HUNG POO REAL ESTATE DEVELOP	1,026,496	25.80	26,483,596.80	
	CHINATRUST FINANCIAL HOLDING	2,669,605	17.95	47,919,409.75	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	501,233	84.00	42,103,572.00	
	PEGATRON CORP	800,000	44.80	35,840,000.00	
	小計 （邦貨換算）	8,454,496		206,806,467.45 (570,785,850)	
	合計 （邦貨換算）	44,303,711		(3,034,452,966)	

b．株式以外の有価証券
該当事項はありません。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
ホンコンドル	株式　31 銘柄	73.16%	81.19%
タイワンドル	株式　7 銘柄	16.95%	18.81%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド

（1）貸借対照表

（単位 ： 円）

対象年月日 科　目	（平成23年4月27日現在） 金額	（平成24年4月27日現在） 金額
資産の部		
流動資産		
預金	53,712,174	94,138,384
コール・ローン	35,102,999	89,787,750
株式	1,761,176,770	1,583,145,790
投資証券	－	55,780,838
派生商品評価勘定	－	47,257
未収入金	－	6,836,235
未収配当金	8,347,582	4,966,854
未収利息	48	122
流動資産合計	1,858,339,573	1,834,703,230

資産合計	1,858,339,573	1,834,703,230
負債の部		
流動負債		
未払金	－	6,927,188
流動負債合計	－	6,927,188
負債合計	－	6,927,188
純資産の部		
元本等		
元本	1,966,776,087	2,019,470,567
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△108,436,514	△191,694,525
元本等合計	1,858,339,573	1,827,776,042
純資産合計	1,858,339,573	1,827,776,042
負債純資産合計	1,858,339,573	1,834,703,230

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)配当株式 配当株式は原則として、配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。 (3)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

（追加情報）

対象期間 （自 平成23年4月28日 至 平成24年4月27日）
対象期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成23年4月27日現在）	（平成24年4月27日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,966,776,087口	1 計算期間の末日における受益権の総数 2,019,470,567口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 108,436,514円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 191,694,525円

3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.9449円 （1万口当たり純資産額　9,449円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.9051円 （1万口当たり純資産額　9,051円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項　目　　対象年月日	（平成23年4月27日現在）	（平成24年4月27日現在）
期首元本額	3,340,298,072 円	1,966,776,087 円
期中追加設定元本額	36,859,107 円	653,235,350 円
期中一部解約元本額	1,410,381,092 円	600,540,870 円
期末元本額	1,966,776,087 円	2,019,470,567 円
元本の内訳＊		
アジア・ダブルプレミア・ファンド	1,966,776,087 円	2,019,470,567 円
合計	1,966,776,087 円	2,019,470,567 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成22年4月28日　至 平成23年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,761,176,770 円	202,379,192 円
合計	1,761,176,770 円	202,379,192 円

（自 平成23年4月28日　至 平成24年4月27日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,583,145,790 円	15,938,850 円
投資証券	55,780,838 円	3,567,565 円
合計	1,638,926,628 円	19,506,415 円

3 デリバティブ取引関係

（自 平成22年4月28日　至 平成23年4月27日）

該当事項はありません。

（自 平成23年4月28日　至 平成24年4月27日）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

1 取引の内容
　当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2 取引に対する取組みと利用目的
　当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引に限定しております。
3 取引に係るリスクの内容
　当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動に係るリスクがあります。
4 取引に係るリスクの管理体制
　当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行っております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明
　取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

Ⅱ 取引の時価等に関する事項
通貨関連

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち1年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買　建				
	ルピア	6,895,186	－	6,927,188	32,002
	売　建				
	USドル	6,895,186	－	6,879,931	15,255
合　計		－	－	－	47,257

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。
2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（３）附属明細表
①有価証券明細表
ａ．株式

（平成24年4月27日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
シンガポールドル	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	333,000	0.74	248,085.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	97,719	13.72	1,340,704.68	
	SEMBCORP MARINE LTD	38,000	5.09	193,420.00	
	OSIM INTERNATIONAL LTD	274,000	1.21	332,910.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	38,000	6.80	258,400.00	
	CAPITALAND LTD	115,000	2.96	340,400.00	
	GENTING SINGAPORE PLC	234,000	1.72	403,650.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	19,000	10.64	202,160.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	43,573	18.58	809,586.34	
	NOBLE GROUP LTD	366,909	1.20	442,125.34	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	144,000	3.14	452,160.00	
	OLAM INTERNATIONAL LTD	203,000	2.28	462,840.00	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	50,000	5.16	258,000.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	102,204	8.95	914,725.80	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	123,000	4.85	596,550.00	
	FRASER AND NEAVE LTD	45,000	7.06	317,700.00	
	KEPPEL CORP LTD	59,000	11.10	654,900.00	

	CAPITAMALLS ASIA LTD	399,000	1.55	620,445.00	
	GLOBAL LOGISTIC PROPERTIES L	118,000	2.10	247,800.00	
	小計	2,802,405		9,096,562.16	
	（邦貨換算）			(594,551,302)	
リンギット	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	317,700	7.42	2,357,334.00	
	DRB-HICOM BHD	261,800	2.37	620,466.00	
	GAMUDA BHD	184,200	3.58	659,436.00	
	IJM CORP BHD	185,000	5.44	1,006,400.00	
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	23,000	23.82	547,860.00	
	MALAYAN BANKING BHD	198,999	8.88	1,767,111.12	
	DIALOG GROUP BHD	290,800	2.23	648,484.00	
	KENCANA PETROLEUM BHD	232,300	3.30	766,590.00	
	GENTING BERHAD	142,000	10.36	1,471,120.00	
	AXIATA GROUP BERHAD	187,200	5.31	994,032.00	
	小計	2,022,999		10,838,833.12	
	（邦貨換算）			(288,746,514)	
バーツ	BANGKOK BANK PCL-FOREIGN REG	38,000	189.00	7,182,000.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK P-NVDR	170,600	146.50	24,992,900.00	
	BANPU PUBLIC CO LTD-NVDR	18,650	556.00	10,369,400.00	
	BANGKOK BANK PUBLIC CO-NVDR	25,000	184.50	4,612,500.00	
	ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	34,000	183.00	6,222,000.00	
	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	87,000	155.50	13,528,500.00	
	PTT EXPLORATION & PROD-FOR	12,200	178.00	2,171,600.00	
	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	35,000	175.50	6,142,500.00	
	TOTAL ACCESS COMMUNICA-NVDR	158,000	79.25	12,521,500.00	
	TISCO FINANCIAL-FOREIGN	194,000	42.50	8,245,000.00	
	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOR	143,000	69.75	9,974,250.00	
	小計	915,450		105,962,150.00	
	（邦貨換算）			(278,680,454)	
フィリピンペソ	JG SUMMIT HOLDINGS INC	300,800	33.55	10,091,840.00	
	METROPOLITAN BANK & TRUST	113,000	92.60	10,463,800.00	
	SM PRIME HOLDINGS INC	800,000	16.70	13,360,000.00	
	AYALA CORPORATION	34,540	428.00	14,783,120.00	
	FIRST GEN CORPORATION	647,500	13.92	9,013,200.00	
	小計	1,895,840		57,711,960.00	
	（邦貨換算）			(109,652,724)	
ルピア	INDOFOOD SUKSES MAK TBK PT	198,000	4,775.00	945,450,000.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	53,000	70,750.00	3,749,750,000.00	
	INDOCEMENT TUNGGAL PRAKARSA	185,000	18,050.00	3,339,250,000.00	
	TAMBANG BATUBARA BUKIT ASAM	135,500	18,000.00	2,439,000,000.00	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK	302,000	6,300.00	1,902,600,000.00	
	BANK MANDIRI TBK	576,000	7,300.00	4,204,800,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA	564,000	6,950.00	3,919,800,000.00	
	SEMEN GRESIK (PERSERO) PT	314,000	12,350.00	3,877,900,000.00	
	TIMAH PERSERO TBK PT	2,052,500	1,810.00	3,715,025,000.00	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	418,500	8,000.00	3,348,000,000.00	
	SAMPOERNA AGRO TBK PT	564,500	3,375.00	1,905,187,500.00	
	SALIM IVOMAS PRATAMA TBK PT	1,235,000	1,340.00	1,654,900,000.00	
	小計	6,598,000		35,001,662,500.00	
	（邦貨換算）			(311,514,796)	

	合計 （邦貨換算）	14,234,694		 （1,583,145,790）	

b．株式以外の有価証券

（平成24年4月27日現在）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
シンガポールドル	投資証券	CAPITAMALL TRUST	99,000	182,160.00	
		CAPITACOMMERCIAL TRUST	327,000	415,290.00	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	138,000	255,990.00	
		合計 （邦貨換算）	564,000	853,440.00 (55,780,838)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数		組入時価比率	合計金額に対する比率
シンガポールドル	株式	19 銘柄	32.53%	36.28%
	投資証券	3 銘柄	3.05%	3.40%
リンギット	株式	10 銘柄	15.80%	17.62%
バーツ	株式	11 銘柄	15.25%	17.00%
フィリピンペソ	株式	5 銘柄	6.00%	6.69%
ルピア	株式	12 銘柄	17.04%	19.01%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「Ⅱ 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】	平成24年5月31日
Ⅰ 資産総額	4,783,256,001 円
Ⅱ 負債総額	19,675,254 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,763,580,747 円
Ⅳ 発行済数量	7,078,086,040 口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6730 円

（参考）中華圏株式マザーファンド

Ⅰ 資産総額	3,093,160,706 円
Ⅱ 負債総額	10,112,874 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,083,047,832 円
Ⅳ 発行済数量	4,548,874,533 口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6778 円

（参考）ＡＳＥＡＮ地域株式マザーファンド

Ⅰ 資産総額	1,643,692,305 円
Ⅱ 負債総額	50,004,189 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,593,688,116 円
Ⅳ 発行済数量	1,961,862,088 口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8123 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

１．名義書換についての手続、取扱場所等
ありません。

２．受益者に対する特典
ありません。

３．受益権の譲渡
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４．受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

５．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

平成24年5月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（２）会社の機構

①経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

ａ．基本運用方針、月次運用計画の決定

・投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

ｂ．運用の実行

・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

ｃ．運用のチェック等

・法務・コンプライアンス部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。また、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に定期的に報告を行っています。

会社の機構は平成24年6月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年5月末日現在、141本であり、その純資産総額の合計は1,155,439百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産額

追加型株式投資信託	126本	1,084,685百万円
単位型株式投資信託	6本	35,285百万円
追加型公社債投資信託	1本	19,314百万円
単位型公社債投資信託	8本	16,155百万円
合計	141本	1,155,439百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

２．　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第32期事業年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第31期 （平成23年３月31日現在）		第32期 （平成24年３月31日現在）	
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（資産の部）					
Ⅰ流動資産					
１．預金			5,702,490		5,826,632
２．前払費用			64,158		62,441
３．未収入金			1,771		77,488
４．未収委託者報酬			822,206		733,185
５．未収運用受託報酬			593,956		420,226
６．未収法人税等			―		18,793
７．未収消費税等			―		12,034
８．繰延税金資産			128,819		191,089
９．その他			54		1,405
流動資産計			7,313,456		7,343,297
Ⅱ固定資産					
１．有形固定資産			117,801		88,781
（1）建物	※2	67,878		58,355	
（2）器具備品	※2	49,026		29,529	
（3）その他		897		897	
２．無形固定資産			104,006		80,722
（1）電話加入権		2,862		2,862	
（2）ソフトウェア		99,689		76,269	
（3）ソフトウェア仮勘定		1,454		1,590	
３．投資その他の資産			1,389,889		876,271
（1）投資有価証券		720,221		144,960	
（2）関係会社株式		319,502		318,844	
（3）長期差入保証金	※1	158,597		143,783	
（4）繰延税金資産		190,156		266,871	
（5）その他		1,411		1,811	
固定資産計			1,611,698		1,045,775
資産合計			8,925,154		8,389,072

		第31期 （平成23年３月31日現在）		第32期 （平成24年３月31日現在）	
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
（負債の部）					
Ⅰ流動負債					
１．預り金			284		12,858
２．未払金			525,021		669,772
（1）未払収益分配金		789		540	
（2）未払償還金		9,304		5,658	
（3）未払手数料		283,852		245,117	
（4）その他未払金	※1	231,075		418,456	
３．未払費用			498,064		337,012
４．未払法人税等			55,292		―
５．未払消費税等			59,362		―
６．賞与引当金			199,021		134,660
７．役員賞与引当金			2,700		5,200

流動負債計			1,339,746		1,159,502
Ⅱ固定負債					
１．退職給付引当金			367,274		404,084
２．役員退職慰労引当金			14,250		10,201
固定負債計			381,524		414,285
負債合計			1,721,270		1,573,787
（純資産の部）					
Ⅰ株主資本					
１．資本金			1,100,000		1,100,000
２．資本剰余金					
（1）資本準備金		277,667		277,667	
資本剰余金合計			277,667		277,667
３．利益剰余金					
（1）利益準備金		175,000		175,000	
（2）その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,553,447		2,123,836	
利益剰余金合計			5,866,237		5,436,626
株主資本合計			7,243,905		6,814,294
Ⅱ評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△40,021		990
評価・換算差額等合計			△40,021		990
純資産合計			7,203,883		6,815,285
負債純資産合計			8,925,154		8,389,072

（２）【損益計算書】

		第31期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)		第32期 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
Ⅰ営業収益					
１．委託者報酬			5,718,504		4,187,140
２．運用受託報酬			3,193,133		1,900,616
３．投資助言報酬			1,000		－
営業収益計			8,912,637		6,087,757
Ⅱ営業費用					
１．支払手数料			2,568,280		1,749,024
２．広告宣伝費			42,895		55,547
３．調査費			2,760,595		1,597,104
（1）調査費		27,093		24,037	
（2）委託調査費		2,299,896		1,164,314	
（3）情報機器関連費		431,197		406,930	
（4）図書費		2,407		1,821	
４．委託計算費			169,489		161,805
５．営業雑経費			154,850		137,838
（1）通信費		11,498		10,893	
（2）印刷費		94,041		87,970	
（3）協会費		8,776		12,198	
（4）諸会費		2,669		3,039	
（5）紹介手数料		37,864		23,737	

営業費用計			5,696,112		3,701,321
Ⅲ一般管理費					
１．給料			1,606,305		1,544,084
（1）役員報酬		64,551		64,286	
（2）給料・手当		1,460,271		1,408,099	
（3）賞与		81,482		71,698	
２．法定福利費			199,359		188,715
３．退職金			1,911		9,512
４．福利厚生費			4,367		3,948
５．交際費			2,582		2,781
６．旅費交通費			32,843		23,757
７．事務委託費			93,175		85,086
８．租税公課			20,151		15,322
９．不動産賃借料			173,594		163,084
10．退職給付費用			78,986		80,520
11．役員退職慰労金			354		―
12．役員退職慰労引当金繰入			11,500		4,951
13．賞与引当金繰入			199,021		134,660
14．役員賞与引当金繰入			2,700		5,200
15．固定資産減価償却費			74,634		63,548
16．諸経費			108,901		93,151
一般管理費計			2,610,390		2,418,323
営業利益または営業損失（△）			606,135		△31,887

		第31期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)		第32期 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	
区分	注記番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	内訳 （千円）	金額 （千円）
Ⅳ営業外収益					
１．受取配当金			820		1,238
２．受取利息			1,564		957
３．時効成立分配金・償還金			5,230		3,857
４．その他			989		213
営業外収益計			8,604		6,267
Ⅴ営業外費用					
１．為替差損			1,741		540
２．雑損失			3,922		23,079
営業外費用計			5,664		23,619
経常利益または経常損失（△）			609,075		△49,239
Ⅵ特別利益					
１．固定資産売却益	※1		6		―
２．投資有価証券売却益			250		12,266
特別利益計			256		12,266
Ⅶ特別損失					
１．固定資産除却損	※2		2,559		3,221
２．投資有価証券売却損			681		102,971
３．資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			5,018		―
４．子会社株式評価損			―		657
５．希望退職関連費用			―		351,519
特別損失計			8,258		458,370

税引前当期純利益または税引前当期純損失（△）			601,073		△495,343
法人税、住民税及び事業税			232,710		△72,967
法人税等調整額			19,507		△167,048
当期純利益または当期純損失（△）			348,855		△255,328

（3）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

			第31期事業年度 自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日	第32期事業年度 自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日
株主資本				
	資本金	当事業年度期首残高	1,100,000	1,100,000
		当事業年度変動額	－	－
		当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
	資本剰余金			
	資本準備金	当事業年度期首残高	277,667	277,667
		当事業年度変動額	－	－
		当事業年度末残高	277,667	277,667
	資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667	277,667
		当事業年度変動額	－	－
		当事業年度末残高	277,667	277,667
	利益剰余金			
	利益準備金	当事業年度期首残高	175,000	175,000
		当事業年度変動額	－	－
		当事業年度末残高	175,000	175,000
	その他利益剰余金			
	別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790	3,137,790
		当事業年度変動額	－	－
		当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
	繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,204,592	2,553,447
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	－	△174,282
		当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
		当事業年度変動額合計	348,855	△429,610
		当事業年度末残高	2,553,447	2,123,836
	利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,517,382	5,866,237
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	－	△174,282
		当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
		当事業年度変動額合計	348,855	△429,610
		当事業年度末残高	5,866,237	5,436,626
	株主資本合計	当事業年度期首残高	6,895,050	7,243,905
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	－	△174,282
		当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
		当事業年度変動額合計	348,855	△429,610

		当事業年度末残高	7,243,905	6,814,294
評価・換算差額等				
	その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	－	△40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	△40,021	41,012
		当事業年度末残高	△40,021	990
	評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	－	△40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	△40,021	41,012
		当事業年度末残高	△40,021	990
純資産合計		当事業年度期首残高	6,895,050	7,203,883
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	－	△174,282
		当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
		株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	308,833	△388,598
		当事業年度末残高	7,203,883	6,815,285

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～18年

器具備品　３～15年

（2）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。

（2）賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。

（3）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（5）役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
（1）消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

（2）連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

追加情報
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用
当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項
（貸借対照表関係）

第31期 （平成23年３月31日現在）	第32期 （平成24年３月31日現在）
※１ 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 158,547千円 流動負債 その他未払金 187,782千円 ※２ 有形固定資産の減価償却累計額 建物 66,573千円 器具備品 204,763千円	※１ 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 143,733千円 ※２ 有形固定資産の減価償却累計額 建物 76,096千円 器具備品 224,810千円

（損益計算書関係）

第31期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	第32期 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
※１ 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 6千円 ※２ 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 877千円 ソフトウェア 1,682千円	―――――――― ※２ 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 129千円 ソフトウェア 3,092千円

（株主資本等変動計算書関係）
第31期事業年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	－	－	1,082
合計	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

第32期事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	－	－	1,082
合計	1,082	－	－	1,082

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式および投資信託であります。非上場株式および子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが１年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第31期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,702,490	5,702,490	－
(2) 未収委託者報酬	822,206	822,206	－
(3) 未収運用受託報酬	593,956	593,956	－
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	658,021	658,021	－
資産計	7,776,674	7,776,674	－
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(789)	(789)	－
② 未払償還金	(9,304)	(9,304)	－
③ 未払手数料	(283,852)	(283,852)	－
④ その他未払金	(231,075)	(231,075)	－
(2) 未払費用	(498,064)	(498,064)	－
負債計	(1,023,086)	(1,023,086)	－

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	319,502
③ 長期差入保証金	158,597
合計	540,249

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超

預金	5,702,490	―	―
未収委託者報酬	822,206	―	―
未収運用受託報酬	593,956	―	―
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	―	100	―
合計	7,118,653	100	―

第32期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,826,632	5,826,632	―
(2) 未収委託者報酬	733,185	733,185	―
(3) 未収運用受託報酬	420,226	420,226	―
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	82,760	82,760	―
資産計	7,062,804	7,062,804	―
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(540)	(540)	―
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	―
③ 未払手数料	(245,117)	(245,117)	―
④ その他未払金	(418,456)	(418,456)	―
(2) 未払費用	(337,012)	(337,012)	―
負債計	(1,006,784)	(1,006,784)	―

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	318,844
③ 長期差入保証金	143,783
合計	524,828

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超
預金	5,826,632	―	―
未収委託者報酬	733,185	―	―
未収運用受託報酬	420,226	―	―
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	―	35,865	―
合計	6,980,044	35,865	―

（有価証券関係）

第31期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は14,384千円であり、売却益の合計額は250千円、売却損の合計額は681千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	725,400	657,921	△67,478
	小計	725,400	657,921	△67,478
合計		725,500	658,021	△67,478

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第32期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は739,002千円であり、売却益の合計額は12,266千円、売却損の合計額は102,971千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	67,498	69,739	2,241
	小計	67,498	69,739	2,241
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	13,664	13,020	△643
	小計	13,664	13,020	△643
合計		81,162	82,760	1,597

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年７月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

２．退職給付債務に関する事項

第31期 （平成23年３月31日現在）	第32期 （平成24年３月31日現在）

（1）退職給付債務　△367,274千円 （2）退職給付引当金　△367,274千円 （注）　当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。	（1）退職給付債務　△404,084千円 （2）退職給付引当金　△404,084千円 （注）　同左

３．退職給付費用に関する事項

第31期 （平成23年３月31日現在）	第32期 （平成24年３月31日現在）
退職給付費用 勤務費用　66,556千円 確定拠出年金への掛金支払額　12,430千円 退職給付費用　78,986千円	退職給付費用 勤務費用　69,258千円 確定拠出年金への掛金支払額　11,262千円 退職給付費用　80,520千円

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

第31期 （平成23年３月31日現在）	第32期 （平成24年３月31日現在）
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期（平成23年３月31日現在） （単位：千円）	第32期（平成24年３月31日現在） （単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	80,981	51,184
未払事業税	13,006	―
未払社会保険料	10,769	7,129
貯蔵品	1,919	1,673
退職給付引当金	155,242	149,998
割増退職金	―	126,447
子会社株式評価損	1,304	1,376
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	111,796	102,879
減価償却超過額否認	7,457	5,826
繰越欠損金	10,322	32,137
その他有価証券評価差額金	27,457	―
その他	14,405	10,932
小計	434,663	489,585
評価性引当額	△115,686	△27,482
繰延税金資産計	318,976	462,102
（繰延税金負債）		
その他有価証券評価差額金	―	607
未収事業税	―	3,535
繰延税金負債計	―	4,142
繰延税金資産の純額	318,976	457,960

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第31期（平成23年３月31日現在）　　第32期（平成24年３月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日付で、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.6%から平成24年４月１日以降平成27年３月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては38.0%、平成27年４月１日以降に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しております。この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が40百万円減少し、法人税等調整額が40百万円増加しております。

（資産除去債務関係）

第31期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

第32期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第31期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

１．製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

第32期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

１．製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第31期（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	（被所有）直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	―	長期差入保証金	158,547

（注）1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2.取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第32期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	㈱T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	（被所有）直接 100	経営管理役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	―	長期差入保証金	143,733

（注）1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2.取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第31期 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)		第32期 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	
１株当たり純資産額	6,654.85円	１株当たり純資産額	6,295.87円
１株当たり当期純利益金額	322.26円	１株当たり当期純損失金額	△235.86円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	348,855	当期純損失（千円）	△255,328
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	348,855	普通株式に係る当期純損失（千円）	△255,328
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

１．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
２．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
３．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下４、５において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
４．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
５．上記３、４に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

①定款の変更等
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
②出資の状況
委託会社は、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。
T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）
T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）
（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）
③訴訟事件その他の重要事項
委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

三井住友信託銀行株式会社

・資本金の額　342,037百万円（平成24年4月1日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜信託事務の一部委託先＞
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額　51,000百万円（平成24年3月末日現在）

・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名　称	資本金の額 （単位：百万円） 平成24年3月末日現在	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ワイエム証券株式会社	1,270	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307	
西日本シティＴＴ証券株式会社	1,575	

（３）投資顧問会社

名　称	資本金の額 平成23年12月末日現在	事業の内容
国泰君安資産管理（亞州）有限公司	500万香港ドル	有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	6,400万シンガポールドル	

２【関係業務の概要】

①「受託会社」は主に以下の業務を行います。
　ａ．信託財産の保管・管理・計算
　ｂ．委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
②「販売会社」は主に以下の業務を行います。
　ａ．受益権の募集・販売の取扱い
　ｂ．受益権の換金（解約）申込の取扱い
　ｃ．換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
　ｄ．目論見書、運用報告書の交付等
③「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。
　委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用を行います。

３【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）
平成24年3月末日現在、該当事項はありません。

第３【その他】

１．目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
２．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
３．目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
・金融商品取引法上の目論見書である旨
・目論見書の使用を開始する日
・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
・委託会社の金融商品取引業者登録番号
４．詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
５．届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
６．届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
７．請求目論見書の巻末に、当ファンドの信託約款の全文を掲載する場合があります。
８．目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小澤 裕治 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　蒲谷 剛史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアジア・ダブルプレミア・ファンドの平成23年4月28日から平成24年4月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに付属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジア・ダブルプレミア・ファンドの平成24年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書(当期)へ

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　英　公一 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小澤 裕治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＴ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。